

第 4 回

熊本県議会

# 教育警察常任委員会会議記録

平成29年9月26日

開 会 中

場所 第 1 委 員 会 室

第4回 熊本県議会 教育警察常任委員会会議記録

平成29年9月26日(火曜日)

午前9時57分開議

午前11時11分閉会

本日の会議に付した事件

議案第1号 平成29年度熊本県一般会計補  
正予算（第3号）

議案第42号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

議案第43号 専決処分の報告及び承認につ  
いて

報告第2号 専決処分の報告について

報告第33号 公益財団法人熊本県武道振興  
会の経営状況を説明する書類の提出につ  
いて

報告第34号 公益財団法人熊本県暴力追放  
運動推進センターの経営状況を説明す  
る書類の提出について

報告第39号 熊本県教育委員会の点検及び  
評価報告書の提出について

閉会中の継続審査事件（所管事務調査）に  
ついて

報告事項

① 熊本地震による被災文化財の復旧へ  
の取組みについて

出席委員（7人）

委員長 浦田 祐三子

副委員長 高木 健次

委員 氷室 雄一郎

委員 吉永 和世

委員 小早川 宗弘

委員 磯田 毅

委員 吉田 孝平

欠席委員（1人）

委員 山本 秀久

委員外議員（なし）

説明のため出席した者

教育委員会

教育長 宮 尾 千加子

教育理事 山 本 國 雄

教育総務局長 青 木 政 俊

教育指導局長 越 猪 浩 樹

教育政策課長 江 藤 公 俊

学校人事課長 手 島 和 生

社会教育課長 坂 本 富 明

文化課長 岡 村 郷 司

施設課長 猿 渡 伸 之

高校教育課長 牛 田 卓 也

義務教育課長 高 本 省 吾

特別支援教育課長 藤 田 泰 資

人権同和教育課長 徳 永 憲 治

体育保健課長 西 村 浩 二

警察本部

本部長 村 田 達 哉

警務部長 森 川 武

生活安全部長 松 岡 範 俊

刑事部長 吉 長 立 志

交通部長 奥 田 隆 久

警備部長 石 原 裕 洋

首席監察官 杉 村 武 治

参事官兼警務課長 熊 川 誠 吾

参事官兼会計課長 木 村 浩 憲

理事官兼総務課長 開 田 哲 生

参事官兼生活安全企画課長 吉 田 至

参事官兼刑事企画課長 國 津 剛

刑事部参事官 梅 下 雅 豊

参事官兼交通企画課長 船 江 英 二

参事官兼警備第一課長 中 村 勇 一

交通規制課長 瀬 河 清 信

事務局職員出席者

議事課主幹 榎原俊郎  
政務調査課参事 徳永 和彦

午前9時57分開議

○浦田祐三子委員長 ただいまから、第4回教育警察常任委員会を開会いたします。

前回の委員会以降に人事異動があつておりますので、自席から自己紹介をお願いします。

（社会教育課長自己紹介）（拍手）

○浦田祐三子委員長 それでは、本委員会に付託された議案等を議題とし、これについて審査を行います。

まず、議案等について教育委員会、警察本部の順に説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。なお、執行部からの説明は、着座のまま簡潔をお願いします。

初めに、教育長から総括説明を行い、続いて担当課長から順次説明をお願いします。

初めに、宮尾教育長。

○宮尾教育長 お世話になります。

まず、議案に先立ちまして、おわびを申し上げます。

万引きを行いました中学校の講師を停職とします懲戒処分を、9月5日の日に行ったところでございます。改めて、委員の皆様方、県民の皆様方におわびを申し上げます。

今後、教育行政への信頼回復のため、市町村教育委員会ですとか学校と一丸となって取り組んでまいります。どうぞ引き続き御指導をお願い申し上げます。

それでは、座って御説明させていただきます。

今議会に提案しております議案の概要について御説明させていただきます。

まず、第1号議案平成29年度熊本県一般会計補正予算(第3号)でございますが、文化課ほか2つの課の一般会計に係る事業につきま

して、5億3,900万円余の増額補正をお願いしております。

主なものといたしましては、地震で被災した未指定の動産文化財の応急修理に係る所有者の方々の負担を軽減するための補助などに4億4,300万円余、それから、熊本地震被災文化財等復旧復興基金への積み立てに9,000万円余を、それぞれ計上させていただいております。

次に、条例等議案でございますが、議案第42号と議案第43号は、専決処分の報告及び承認に関するもので、熊本県育英資金貸付金の支払い請求に係る訴えの提起に係るものでございます。

このほか、報告第33号として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について、また、報告第39号として、熊本県教育委員会の点検及び評価報告書の提出について、それぞれ報告させていただきます。

以上が今議会に提案申し上げます議案等の概要です。詳細につきましては、各課長が御説明いたしますので、どうぞよろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

説明資料の2ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費として282万3,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

県立図書館災害復旧費でございますが、これは平成28年熊本地震により被災した県立図書館の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。なお、3階閲覧室で、本年度において地震の影響による雨漏りが確認されたことから、今回、9月補正でお願いするこ

とになったものでございます。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

説明資料の3ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、4億4,344万7,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)文化財災害復旧事業の(ア)指定・登録文化財に対する助成ですが、既存の補助スキームののっとり行う災害復旧の補助でございます。

(イ)の民間所有者の負担軽減のための助成です。

まず、指定・登録文化財分は、文化財保護法に基づく各種指定・登録文化財の民間所有者負担を軽減するための補助でございます。次の未指定動産文化財分ですが、新規事業で、熊本地震で被災した未指定動産文化財の応急修理に係る民間所有者負担を軽減するための補助でございます。

(ウ)の未指定文化財の復旧に関する検討委員会の設置、運営ですが、これも新規事業で、未指定動産文化財及び歴史的建造物に対する補助制度の運用に当たって、文化財的価値の評価、認定や復旧工法等について意見を述べる専門家による委員会を設置する経費でございます。

次に、下段、文化費でございますが、9,020万2,000円の増額補正を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金積立金でございますが、平成29年1月から3月までの受納分を積み立てるものでございます。

以上、総額5億3,364万9,000円の増額補正をお願いしております。御審議のほどよろしく

お願いいたします。

なお、被災文化財に対する支援の全体については、後ほどその他報告で御説明いたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の4ページをお願いいたします。

教育施設災害復旧費でございますが、315万9,000円を計上しております。

右側の説明欄をごらんください。

1の(1)県営体育施設災害復旧事業でございますが、平成29年、台風3号により被災しました熊本武道館及び県総合射撃場の災害復旧に要する経費を計上するものでございます。なお、この台風による被災が7月に発生したことから、今回、9月補正でお願いすることになったものでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○牛田高校教育課長 高校教育課でございます。

説明資料の6ページをお願いいたします。

第42号議案は、熊本県育英資金の返還金に関して行った知事の専決処分に関するものでございます。

6ページに記載しております2人の債務者らに対する訴えの提起に係る専決処分について、本議会において報告し、承認をお願いするものでございます。

当課では、育英資金返還金の未収金対策の一つとして、平成22年度から、長期滞納者に対する法的措置として、支払い督促の申し立てを行っているところです。

支払い督促は、県が裁判所に申し立てて、裁判所から債務者に対し奨学金の一括返還を命じてもらうものです。

7ページの2、専決処分の理由の前段にありますように、支払い督促に対し、2人の債

務者らから異議の申し立てがなされました。

異議の申し立てがなされた場合、後段にありますように、民事訴訟法の規定により、支払い督促の申し立てのときにさかのぼって訴えの提起があったものとみなされ、訴訟に移行いたします。

県が訴えの提起を行うには、本来、地方自治法の規定により県議会の承認をいただく必要がございますが、このように法の規定により債務者からの異議申し立てと同時に訴訟へ移行する案件については、議会で御審議いただく時間がないことから、知事の専決処分といたしました。このため、これを本議会に報告し、承認をお願いするものでございます。

続いて、8ページの第43号議案も同様の事案であり、1人の債務者から異議の申し立てがあり、訴訟に移したものでございます。

なお、同様の内容の議案が複数に分かれておりますのは、それぞれ訴えの提起の時期が異なるためでございます。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○西村体育保健課長 体育保健課でございます。

説明資料の10ページをお願いします。

報告第33号議案として、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類の提出について御報告いたします。

11ページをお願いいたします。

中ほどの2に、基本財産における県の出資比率をお示ししております。

熊本県武道振興会の基本財産額330万円のうち、県の出資額は100万円で、県の出資比率は30.3%でございます。このことは、上の1の法的根拠の関係規定に該当することから、経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出するものでございます。

お手元の別冊資料、公益財団法人熊本県武道振興会の経営状況を説明する書類で、平成

28年度決算及び平成29年度事業計画につきまして御説明いたします。

資料を2枚おめくりいただきまして、1ページから、平成28年度事業の実績を記載しております。

まず、1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)各武道講習会や(5)熊本県武道祭など、事業実績を記載しております。

また、3ページから、2、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室や(2)書道教室など、事業実績を記載しております。

さらに、5ページから、法人運営に係る事項としまして、理事会及び評議員会の開催実績を記載しております。

次に、7ページから、平成28年度決算関係資料を記載しておりますが、9ページの正味財産増減計算書について御説明いたします。

左から2列目の当年度の欄をごらんください。

まず、基本財産運用益などの経常収益の合計は、上の太枠部分にありますように、3,429万7,240円でございます。

また、事業費、管理費などの経常費用の合計は、下の太枠部分にありますように、3,392万5,355円でございます。

したがって、経常収益から経常費用を差し引いた当期経常増減額は、下の太枠の3行下のところにありますように、37万1,885円でございます。

次に、15ページからは、平成29年度の事業計画を記載しています。

事業計画につきましては、まず、1、武道普及奨励に必要な事業としまして、(1)各武道講習会などを記載しております。

また、17ページから、2、青少年育成指導に必要な事業としまして、(1)少年武道教室など記載しております。

最後に、20ページから22ページにかけて、平成29年度収支予算関係資料を記載して

おります。

以上でございます。御審議のほどよろしく  
お願いいたします。

○江藤教育政策課長 教育政策課でございます。

説明資料の12ページをお願いいたします。

報告第39号議案として、熊本県教育委員会の  
点検及び評価報告書の提出について御説明  
いたします。

報告書の本体は別冊のとおりでございますが、  
本日は、次のページ以降にお示しして  
おります概要に沿いまして御説明させていただきます。

13ページをお願いいたします。

上段四角囲みの下、報告書の概要にあります  
ように、教育委員会では、地方教育行政の  
組織及び運営に関する法律の規定に基づいて、  
教育委員会の権限に属する事務の管理及び  
執行の状況につきまして、点検及び評価を  
実施いたしました。

具体的には、教育施策の実施状況につきましては、  
第2期くまもと「夢への架け橋」教育  
プランに沿って、平成28年度の取り組み状況  
を整理いたしました。

また、点検、評価に当たりましては、こと  
しの7月に開催いたしました教育プラン推進  
委員会において、外部有識者から意見をいた  
だいております。

次に、報告書の内容でございます。

2部構成となっております。第1部は、  
教育委員会の活動状況でございます。この中  
では、会議や視察等の実施状況、広報活動の  
実績をまとめております。

次の第2部でございますが、これは教育プ  
ランに関する教育施策の実施状況でございま  
す。ここでは、重点的な取り組みでございま  
す。夢をかなえるミッション、全部で11項目  
でございます。この柱立てに沿いまして御説明  
をさせていただきます。

最初に、(1)子どもたちの夢をはぐくむで  
す。

①家庭教育支援にしっかり取り組むでは、  
くまもと家庭教育支援条例の認知率を指標と  
しております。プランの策定時は21.5%で  
ございましたが、28年度は23.8%となっており  
ます。

主な取り組みは、家庭教育推進フォーラム  
の開催、親の学び講座の開催などございま  
す。

今後も、フォーラムの開催、啓発チラシの  
配布などを通じまして、認知率が低い20代か  
ら30代への周知を特に強化してまいります。

また、モデル園、研究指定校での成果を県  
内の関係機関に提供し、普及に努めてまいり  
ます。

次の②いじめのない学校をつくるでは、学  
校は楽しいと感じる児童生徒の割合を指標と  
しておりますが、平成28年度は、策定時との  
比較でおおむね横ばいとなっております。

14ページをお願いいたします。

主な取り組みは、熊本県いじめ防止対策審  
議会の開催、研究校の指定、心のアンケート  
の実施、スクールカウンセラー及びスクール  
ソーシャルワーカーの配置でございます。

今後も、いじめや熊本地震被災などにより  
心のケアが必要な児童生徒等を支援するた  
め、スクールカウンセラー及びスクールソ  
シアルワーカーの配置の工夫、拡充を図って  
まいります。

次の③「熊本の心」を活用して豊かな心を育  
むでは、「熊本の心」を活用した道徳の時間  
を、地域や保護者に公開した学校の割合を指  
標としております。これにつきましては、28  
年度は、小中学校ともに100%を達成いた  
しております。

主な取り組みは、「熊本の心」広報テレビ番  
組の放送や映像資料DVDの配付、各種協議  
会や「熊本の心」県民大会の開催でございま  
す。

今後も「熊本の心」を活用したテレビ番組の制作、放送、DVDの配付等によりまして、広く県民への普及を図ってまいります。

次の④障害のある子供の学びを支えるでは、高等学校において、学校が把握する発達障害の診断を受けている生徒についての個別の教育支援計画作成率を指標としております。28年度は69.3%と、目標値であります60%を超えております。

主な取り組みは、特別支援学校への合理的配慮協力員の配置等でございます。

今後も、高等学校において、合理的配慮の提供等に関する周知を図るとともに、個別の教育支援計画の活用促進も図ってまいります。

⑤英語を話せる子供をふやすでは、中学生の英語が「好き」「分かる」生徒の割合を指標としております。平成28年度では、「好き」が49.6%、「分かる」が51.2%と、いずれも策定時を上回っております。

主な取り組みは、小学校用英語教材の活用や英語担当指導者研修会の開催、外部検定試験の実施でございます。

今後も、外部検定を活用した目標設定や、その達成に向けた取り組みなどを進めてまいります。

15ページをお願いいたします。

⑥貧困の連鎖を教育で断ち切るでは、教育委員会で設定している指標はございませんが、高等学校等就学支援金、熊本地震により被災した生徒等の授業料減免、奨学のための給付金、熊本県育英資金などの制度運用や積極的な活用を図るための周知、広報を行っております。今後も引き続き、それらの制度周知を図ってまいります。

次に、(2)子どもたちの夢を拓げるです。

①海外にチャレンジする若者をふやすでは、海外高校への留学者数を指標としております。28年度までの累計は69人となっております。

主な取り組みは、熊本県高校生留学支援金制度の制定、州立モンタナ大学への派遣、スーパーグローバルハイスクール指定校による成果発表会、海外への修学旅行の実施、海外インターンシップの実施でございます。

今後も、海外留学・進学に関する情報提供に努めるとともに、授業改善や生徒の英語力向上に努めてまいります。また、グローバルな視点で県内産業に貢献できる人材を育成するため、専門高校生による海外インターンシップ等を進めてまいります。

次の②進学や就職の夢をかなえるでは、大学等進学率及び県立高等学校における大学等進学希望者の進学率を指標としております。

大学進学率は、評価時点の最新の数字は、27年度の数字でございますが、46.2%と、策定時を上回っております。また、高等学校における大学進学等希望者の進学率は83.8%と、目標値としておりました83%はクリアしております。

主な取り組みとしましては、スーパーティーチャー等指導力の高い教員による授業、理数教育指導者育成講座の実施などがございます。

今後も、学校訪問を通して、授業充実のための具体的な指導、助言を行い、教員のさらなる資質向上や生徒の確かな学力の育成につながってまいります。

次に、(3)子どもたちの夢を支えるです。

①スーパーティーチャーをつくるでは、スーパーティーチャーの導入を指標としておりますが、28年度現在で、県立学校に15名配置となっております。

主な取り組みといたしましては、所属校及び他校における示範授業や公開授業、教員に対する教育指導・助言を行いました。

16ページをお願いいたします。

今後の取り組みでございますが、スーパーティーチャーのさらなる活用に向けた取り組みに加えまして、配置後の効果についての検

証を行ってまいります。

次に、②地域に開かれた学校をつくるでは、コミュニティスクールの数及び学校を支援するボランティアの数を指標としております。

コミュニティスクールの数は、28年度は67校となり、目標としておりました60校はクリアしております。また、学校を支援するボランティアの数も6万7,132人と、策定時を上回っております。

主な取り組みは、コミュニティスクール推進協議会の実施、市町村教育委員会等への助言でございます。

今後も、教育長会議等におきまして、コミュニティスクール及び熊本版コミュニティスクールの導入の促進と取り組みの充実について、働きかけを行ってまいります。

次に、③学力の向上につながる教育の情報化を推進するでは、ICTを活用して指導できる教員の割合を指標としております。評価実施時点の最新の数字、27年度の数字ですが、これによりまして、81.1%となっております。策定時の割合を上回っております。

主な取り組みは、ICTを活用した授業の実施を検証する事業でございます。未来の学校創造プロジェクトの研究推進校の取り組みを中心とする好事例の収集、整理、コンテストの開催、教員のICT活用指導力向上に向けた活用研修プログラムの開発などがございます。

今後も、ICT活用研修プログラムを活用した研修の実施など、教員の指導力の向上を図ってまいります。

次に、2、平成28年熊本地震への対応については、教育庁の主な5つの取り組みについてまとめております。

まず、(1)児童生徒の心のケアです。

発災直後からのスクールカウンセラーの緊急派遣、被災の激しかった地域の教育事務所や県立学校、特別支援学校等への配置拡充、

手話ができるなどの専門性を有するスクールカウンセラーの派遣を行いました。

今後も、スクールカウンセラー派遣や熊本市教育委員会とも連携した心のケアサポート会議の開催等を行ってまいります。

次に、(2)児童生徒の心のケア及び学力支援等でございます。

被災に遭った市町村の教育委員会等からの加配要望を受け、教諭及び養護教諭等の配置を行いました。

今後も、市町村等と連携して、児童生徒の状況把握を丁寧に行いながら、国に対して必要な教職員の配置を要望してまいります。

17ページをお願いいたします。

(3)学校、体育館等の復旧と機能強化でございます。

熊本地震では、学校施設を初め、多くの教育施設が被災いたしました。平成28年度末の時点では、公立学校施設の約45%が復旧するなど、徐々に復旧も進んできております。

今後、公立学校施設の復旧に向けては、業界団体、市町村と意見交換、情報の共有化を図りながら、適切な時期に工事発注を行うとともに、避難所機能の強化にも努めてまいります。

次に、(4)熊本型防災・復興教育の推進です。

熊本地震から得た貴重な経験を今後の防災教育に生かしていくため、学校防災マニュアルの作成の手引の作成、管理職研修等における防災研修の実施、兵庫県学校支援チーム養成講座への職員派遣を行いました。

今後は、各学校における学校防災マニュアルの見直し、改善状況を把握いたしまして、今年度から新たに公立学校に位置づけた防災主任を活用した指導につなげるとともに、引き続き兵庫県の協力をいただきながら、養成講座への職員の派遣を継続し、本県の研修プログラムの開発につなげてまいります。また、今年度当初に全ての県立学校を防災型コ



コミュニティースクールに指定しております、地域と一体となった災害時の連携体制の構築を図ってまいります。

最後でございます。(5)熊本城をはじめとした歴史・文化の再生・継承です。

熊本城の復旧を推進するため、熊本市及び国と連携した復旧推進会議、実務トップ会議などの開催、阿蘇神社の復旧工事着手、平成28年熊本地震被災文化財等復旧復興基金の設置に取り組みました。

今後は、熊本城の復旧に向けて、熊本市及び国と連携した復旧を推進するとともに、熊本城以外の指定等文化財の早期復旧に向けた予算の確保や復旧復興基金活用による歴史的建造物の早期復旧に努めてまいります。

以上、御説明いたしました熊本県教育委員会の点検及び評価につきましては、本議会での報告の後、報告書をホームページにより公表する予定でございます。

今後とも、教育委員会の取り組み状況につきましては、県民の皆様幅広く知っていただくよう努めてまいります。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いたします。

○浦田祐三子委員長 それでは次に、警察本部から説明をお願いします。

初めに、村田警察本部長。

○村田警察本部長 委員の皆様には、引き続き、警察行政の各般にわたり、格段の御理解と御支援をいただいておりますことに対し、改めて厚く御礼を申し上げます。

それでは、今回、県警察から提案しております3件の議案等につきまして、概要を御説明いたします。

予算関係では、9月補正予算につきまして、第1号議案平成29年度熊本県一般会計補正予算(第3号)でございますが、これは、警察施設における吹きつけアスベストの確認調

査に要する経費として2,100万円余、振り込め詐欺認知件数の急増に伴う振り込め詐欺防止に要する経費として300万円余の増額補正と、違法駐車対策事務の委託に係る債務負担行為の設定をお願いしております。

次に、報告第2号でございますが、これは専決処分させていただきました4件の交通事故の和解についての報告でございます。

最後に、報告第34号でございますが、これは公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの平成28年度決算と平成29年度事業計画に関する書類を提出するものでございます。

詳細につきましては、それぞれ担当者から説明させますので、御審議のほどよろしくお願いたします。

○浦田祐三子委員長 次に、担当課長から説明をお願いします。

○木村会計課長 予算関係議案につきまして、お手元の警察本部の説明資料で御説明いたします。

それでは、資料の1ページをお願いします。

歳出の警察費でございます。

上段の警察施設費の説明欄をごらんください。

警察施設整備費で2,124万円の増額をお願いしております。これは警察施設におけるアスベスト使用状況調査に要する経費でございます。警察署、交番、駐在所、職員住宅等、165施設を調査対象としています。

2段目の警察活動費の説明欄をごらんください。

総合治安対策費で301万9,000円の増額をお願いしております。これは、振り込め詐欺の認知件数が前年と比べ急増していることを受けて、県民の特殊詐欺被害防止を図るための広報啓発活動に要する経費でございます。

以上、補正後の警察費総額は391億4,713万

2,000円となります。

次に、2ページをお願いします。

債務負担行為補正でございます。

違法駐車対策業務について、1億2,996万1,000円の限度額設定をお願いしております。これは、平成30年4月1日から3カ年にわたり、放置車両の確認及び標章取り付け等に関する事務について、民間法人に委託をするための経費でございます。

契約手続及び事業開始までの準備期間等を確保する必要があることから、9月補正予算において債務負担行為設定を行うものであります。

予算関係議案関係は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○杉村首席監察官 監察課から、報告第2号議案について御説明をいたします。

報告第2号専決処分の報告についてであります。

これは、県警察の公用車交通事故に係る専決処分をさせていただいた4件の損害賠償事案の和解及び損害賠償額の決定に関し、議会へ御報告させていただくものであります。

それぞれの事故の概要は、5ページに詳細に記載させていただいております。

4件は、いずれも物損事故として処理されておりますが、そのうち3件が警察側の過失が大きい事故であり、相手方への賠償は、全て警察で加入している自動車保険で対応しております。

ここで、本年8月末現在における公用車交通事故の発生状況について御説明いたしますと、相手方が重傷を負うなどの大きな事故はございませんでしたが、警察側に責任のある事故が38件発生し、昨年と同じ時期に比べてプラスマイナスゼロという状況にあります。

発生の原因としては、安全不確認が全体の約6割と最も多く、これらの事故は、運転者と同乗者が連携して不断の注意を払えば防げ

たのではないかと認められるものであります。

また、事故を起こした職員を年齢別に見ますと、各年代層で発生してはいるものの、運転する機会の多い40歳未満の職員が全体の約7割を超えているというところであります。

県警察では、毎年、公用車事故を起こした職員、いわゆる事故当事者に対し、事故防止に向けた検討会と実技訓練を実施しており、来月、事故当事者を警察本部等に招致することとしております。

警察は、交通事故防止のための各種活動を実施している立場にあります。引き続き、公用車交通事故防止への意識啓発と指導教養及び運転訓練など、実効ある対策に取り組んでまいります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○梅下刑事部参事官 私から、報告第34号公益財団法人熊本県暴力追放運動推進センターの経営状況を説明する書類の提出について御説明いたします。

同センターにつきましては、県が出資している法人であるため、地方自治法の規定に基づき、毎事業年度、決算や事業計画に関する書類を県議会に提出するものでございます。

内容について御説明いたします。

同センターは、暴力のない明るく住みよい熊本県の実現に寄与することを目的に設立された公益財団法人であり、暴力団排除のための広報、啓発、暴力相談への対応、暴力団離脱者に対する社会復帰支援等を積極的に推進しております。

平成28年度の決算につきましては、収入が3,660万4,442円、支出が3,645万1,348円となっております。

次に、平成29年度事業計画について申し上げます。

平成29年度も、前年度に引き続き、別冊の

経営状況を説明する書類の29ページから33ページに記載してあります、犯罪被害者救済事業、犯罪被害防止事業等を行ってまいります。

平成29年度の予算につきましては、収入が4,120万3,000円、支出が4,455万3,961円でございます。支出が収入を上回っておりますが、超過分につきましては、前期繰越金で対応することとしております。

暴追センターは、県警察と緊密に連携し、山口組の分裂に伴う全国的な対立抗争事件の発生や熊本地震復旧・復興事業介入等の動向を踏まえ、適正かつ効果的に各種事業を推進することとしております。同センターの活動に対する御理解とお力添えをお願いいたします。

以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○浦田祐三子委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、議案等についての質疑を受けたいと思います。

なお、質疑を受けた課は、課名を名乗って、座ったまま説明をしてください。

まず先に、教育委員会に係る質疑を受け、その後、警察本部に係る質疑に移りたいと思います。

それでは、教育委員会に係る質疑はありますか。

○氷室雄一郎委員 教育委員会の点検及び評価報告書の中で、13ページに目標値なんかがありますけれども、全て大体上向きなんですけれども、この子供の夢を育む家庭教育支援にしっかり取り組みますというところは、何でこのように低いんですか、ここだけ。あとの数値は、全部大体上昇しているんですけども、それで目標値が60%になっているんですが、ここを説明をいただきたいと思えます。

○坂本社会教育課長 社会教育課でございます。

家庭教育支援条例は、平成25年4月に施行されました。その後、認知率は微増傾向でございますけれども、現状では、来年度の60%達成は大変厳しい状況でございます。

ただ、条例で定められました県の役割の大きなものは、親の学びを支援する学習方法の開発とその普及がでございます。この規定に基づきまして、県教委では、親の学びプログラムというものを作成しまして、それを使った講座の開催に力を入れております。

講座は、学校やPTA等の開催が多く、県教委は、講座の進行役の要請や講座主催者の要請に応じた進行役の派遣等を行っております。

平成27、28年度の実績を申しますと、県内で講座の開催数は、2カ年とも約1,600回で、それぞれの年度、6万5,000人前後の人が受講されております。講座の開催が、年を経るにつれてだんだん定着してきているという実感を持っております。

それから、講座の開催時には、この条例についても紹介をしているところですが、講座の定着ほどには条例の認知率が向上していないというのは御指摘のとおりでございます。

条例の認知率を調査しました県民アンケートの結果を見ますと、20代、30代の認知率が低くなっておりますので、昨年度あたりから、就学前の幼稚園、保育園等での講座の開催と条例の周知に力を入れております。

具体的には、幼稚園、保育園等での講座開催を広めるために、モデル園というのを指定するようにしておりますけれども、昨年度11園を指定したものを、今年度は30園にふやしまして、モデル園の実施状況や成果をほかの園にも広めることで、取り組んでいなかったところにも取り組んでいただきたいという取

り組みをしております。

それから、アンケートの調査対象者が、どうしても熊本市在住の方が多くございまして、熊本市も平均よりも認知率が低くなっておりますので、こちらも、熊本市内の金融機関にチラシの配付をするなど、認知率の向上に努めております。

そのほか、家庭教育推進のためのフォーラムですとか、表彰ですとか、家庭教育推進10カ条のチラシというのをつくっておりますけれども、それらも学校等に配付をして認知率の向上に努めておるところですけれども、今後も条例の周知と親の学び講座の開催に力を入れ、条例の認知率が少しでも上がるように努力してまいりたいと思っております。

○氷室雄一郎委員 ほかの項目と比べて、極めてここだけが、講座等も頻繁に開催されている割には極めて低いということで気になったんですが、まあ今後普及に努めていただきたいと思えます。

それからもう1点、済みません、ようございませぬか。

○浦田祐三子委員長 はい、氷室委員。

○氷室雄一郎委員 同じく17ページですけれども、学校、体育館の復旧と機能強化ということで、県立学校等は半分いっていないわけですね、今のところは。また、私立も半分いっていないということですが、これの進捗状況というのはどう、まあ下のほうに適正な時期に工事発注を行うということですが、まだ発注も行われていないところもたくさんあるんですか。ちょっとここら辺の概要を説明していただいて、なぜおこなっているのかということですか。

○猿渡施設課長 施設課でございます。

この今の報告における数値は、28年度末現

在の数値ということで、最新の数字は、8月末現在で、県立学校が、学校数のベースでいきますと、67%が復旧完了しております。それから、市町村立学校につきましては59%ということで、平均しますと約6割まで復旧が行われていると。

今不調、不落等も完全には払拭されておられませんけれども、予定でまいりますと、今年度中に95%以上の学校が復旧予定ということとしております。

ただ、第二高校とか、非常に大きな改修を行うところにつきましては、平成30年度末まで復旧が、復旧とあわせた改築の工事がかかるという状況もございませぬが、全体としては、順調という言葉は適切かどうかわかりませぬけれども、著しいおくれという状況にはないというふうに見ているところでございませぬ。

○氷室雄一郎委員 今年度中には一応90%以上、今数字をお示しいただいたんですけれども、その辺までは一応可能性としてはあるということなんですか。大きなところは別として、特におくれるところは、第二高校と、ほかにありますか。

○猿渡施設課長 県立高校でいきますと、第二高校、それから熊本高校、こちらが、今月末、もう今月も終わりですけれども、この2校がまだ未発注でございませぬ。かなり大規模なものですので。ただ、これも、30年度末にはこの2校も復旧してしまうという計画で進めているところでございませぬ。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はございませぬか。

○磯田毅委員 14ページに、英語を話せる子供をふやしますとありますけれども、たしかこの前、新聞か何かで、実は、高校3年生だ

ったか、中学3年生だったか、ちょっと忘れ  
ましたけれども、実は国語の読解力、文章の  
読解力が非常に良くないということで、特に  
3年生で4分の1ほど、20%が問題の意味さ  
えわからないというような国語力というこ  
とで、そういう中で、まあ英語って、このグ  
ローバル社会を見据えた中ではとても大切で  
すけれども、国語の読解力が非常に弱って  
いるということからすれば、例えば1カ月に  
1冊以上本を読みますよとか何か書いてあ  
りますけれども、最近では新聞をとらない  
家庭も3割以上ふえてきていますし、そう  
いうスマホとか、そういったもので情報  
のあれが進むという中で、非常にこの文  
章の読解力というのが、国語力とか、非  
常に弱ってきているんじゃないかと思っ  
ているんですけども、そういう中で、そ  
ういった対策をどう考えておられるの  
かですね。まあ、非常に難しい問題で  
すけれども。

○牛田高校教育課長 高校教育課でござい  
ます。

今御指摘がありました読解力については、  
課題があると、全国的な傾向として、ま  
た本県も含めて、あるという認識もござ  
います。

現在の学習指導要領では、特に言語活  
動の重視ということ、この読解力を含め  
て、論理的思考力を高めるために今掲げ  
ておまして、現在、本課によります学  
校訪問等をこの時期集中してやってお  
まして、これは、国語の授業に限らず、  
全ての教科の中でやはり言語活動を重  
視して、文章を読んだり、それからお  
互いに会話をしたりというふうなこ  
とを、単に知識を覚えるだけの授業で  
なくて、そういった授業改善に地道に  
取り組んでいきたいということで、今  
取り組みを始めているところでござい  
ます。

また、新聞等につきましても、NIEとい  
うことで、マスコミ、新聞各社さんの  
御協力もいただきながら、緊急指定校  
等も指定し、

授業の中で新聞を使うような活動も、  
今幾つかの学校で実践をさせていただ  
いております。

各学校でも、新聞の閲覧コーナーをつ  
くり、子供たちがそういったものを通  
しても文章に触れて、そして読解力あ  
るいは表現力を高めるような取り組  
みを、さまざまな角度から、国語に限  
らず、やっていきたいというふうに  
思っているところでございます。

以上でございます。

○磯田毅委員 国語って母国語ですけ  
れども、勉強、学習に限らず、全て  
の面で一番基本になるものだから、  
そこあたりは特に気をつけてこれか  
らやっていただきたいと思いま  
す。よろしくをお願いします。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑は。

○小早川宗弘委員 14ページですけ  
れども、マル4番、障害のある子供  
の学びを支えますというふうなこ  
とで、1つ、この高等学校における  
個別の教育支援計画作成率、平成  
24年度と比べたらかなりパーセン  
テージは上がっているのかなと、策  
定がされているのかなというふう  
に思います。

これは、母数というか、実数は幾  
つというのはわかりますか。

○藤田特別支援教育課長 特別支  
援教育課でございます。

この母数は、その指標のところ  
にも書いてございますけれども、高  
等学校において、学校が把握する  
発達障害の診断を受けている生徒  
ということでございます。ですから、  
明らかに医者からの診断を受けて  
いるという子供たちの数を母数と  
しているところでございます。

平成28年度情報でございませ  
んけれども、高等学校で言います  
と、378人でございます。378  
人がその母数と、分母という形に  
なりま

す。

○小早川宗弘委員 その69.3%が計画があるというふうなことで。

○藤田特別支援教育課長 そうでございます。人数で262人でございます。

○小早川宗弘委員 計画も大切だと思いますけれども、非常に高等学校の中で個別の支援計画を練って授業をやっていくということは、まあ単科制度というふうなことで、高校がですね、小中学校とは違うようなこの授業のシステムの中でこの教育を進めていかんばいかぬというふうなことで、課題が大きかというふうなことを私は認識しとつとですけれども、しっかりとした何か人材の確保ですよ。

今この合理的配慮協力員というのが主な取り組みのところに書いてありますけれども、これは今までの支援員ということですかね。こういう言葉をあんまり聞いたことがないとか、どうですか。

○藤田特別支援教育課長 合理的配慮協力員と支援員は全く別でございます。支援員は、生徒さんの身近にいて、授業をやっている先生の指示に基づいて、いろんなサポートを子供たちに直接的に行うものでございます。合理的配慮協力員というのは、各高等学校における特別支援教育の体制、そういった事柄について、管理職等に対して指導、助言を行うと、そういうものでございます。

○小早川宗弘委員 外部の協力人材なんですか、外部の。

○藤田特別支援教育課長 人材は、合理的配慮協力員につきましては、今3人を配置しているんですけれども、いずれも特別支援学校

を御退職された教員でございます。お2人は校長経験者、お1人は、校長経験者ではございませんが、それなりの力量をお持ちの方ということで、私たちのほうでお願いをしたところでございます。

○小早川宗弘委員 いろんな方が、この発達障害のお子さんを支えていただけるというのは非常に大切かなというふうに思いますし、支援員も、なかなか限られた数というふうなことで、教育を行っていく上で、非常に人材不足というふうなことも聞いておりますので、こういう協力員も含めて、一体的に子供たちを支えていただけるような取り組みは、今後また充実させていただきたいと思えます。

計画ができていただけじゃなくて、そういう人材体制も充実させていくということが、障害のある子供の学びを支えるということにつながると思いますので、そういったことに留意しながら取り組みを進めてください。

以上です。

○吉永和世委員 14ページの英語を話せる子供をふやしますということなんですが、私も英語はしゃべれないんですが、今は話せないのが当たり前で、できれば話せるのが当たり前というのをぜひ目指していただきたいと思うんですが、その点、目標値が向上ということで、何かちょっと弱気な感じがするんですが、何で英語が必要かというふうに思うんですけれども、今人手不足ということで、今もう大きな課題になってきていますが、これから日本人だけで労働力賄えるかといったときに、そうじゃなくなってくるんだろうというふうに思いますが、そうになると、どうしてもやはり外国人労働者に頼らざるを得なくなるという、そうなってくると、日本語を学んでくる人はいいんですが、そうじゃない方々に対して、やはりその方々を教育、指導、監

督するにおいては、やはり日本人がしっかりとやっていくしかない。そういったときに、やはり共通語として英語というのが多分あるんだろうと思いますので、これから先考えると、やはり英語力をいかに向上させていくかということは、非常に大事なことだろうというふうに思うんですけども、その点もう十分認識はされているだろうというふうに思うんですが、その点、認識しているいないにおいて、この向上というのはちょっと弱気かなと思うんですが、そこら辺どう考えていらっしゃるのかなと思います。

○高本義務教育課長 義務教育課でございます。

英語教育日本一ということで目指しております。英語教育日本一といいますのは、英語力の向上はもとより、自分の住んでいる地域とか熊本を誇りに思って、英語で発信できる子供たちを育成していくということで考えております。

そういった中で、まずこれまで取り組んできましたのは、3点ありまして、まずは先生方の指導力向上で、さまざまな研修をやっております。英語の得意な先生方を対象にした研修でありますとか、あるいは、小学校では今度英語が入ってきますけれども、経験の少ない先生方を対象にした研修等を行ってきております。

また、2つ目は、本県独自の英語教材をつくりまして、それらの活用をやっております。

3点目は、異文化交流体験活動ということで、1日ALTの先生方に、小中別の日に設定しまして、ALTの先生方を50人ほどお願いしまして、子供たちを1日英語で活動させるというようなことで、英語力向上ということで努めておるところです。

○吉永和世委員 わかります。私たちのとき

にはなかった教育環境が、今あるのかなというふうに思って、大変期待するところではありますが、さっき言いましたように、やはり今後の熊本、日本という中で、やはり英語というのが本当に絶対必要になってくるだろうというふうに思いますので、その準備をしっかりとやっていくということをしつかり認識されて、ぜひ対応いただきたいなと思いますし、何で英語が必要なのかということをしつかりと子供たちにも認知していただくといいますか、理解をしてもらうように、そういった取り組みもぜひやっていただければというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに、よろしいですか。——なければ、これで教育委員会に係る質疑を終了します。

引き続き、警察本部に係る質疑に移りたいと思いますが、質疑はございませんか。

○吉田孝平委員 1ページの37の警察活動費で、総合治安対策費、振り込め詐欺防止のための総合対策事業で、振り込め詐欺の実態は、報道等でも大分周知はされていると思うんですけども、最近、新聞等を見ると、熊本でも大分被害が出ていますけれども、今減少しているのか、増加しているのか、ここを教えていただきたいと思います。

○松岡生活安全部長 特殊詐欺の現状について、若干説明をさせていただきたいというふうに思います。

29年の8月末現在で、県下107件、被害額にしまして1億6,000万円ほどの被害がっております。プラス54件でございます。それほど倍ぐらいに急激に増加をしているところでもあります。

その中でも、特にオレオレ詐欺、いわゆる高齢者、65歳以上の方が被害に遭うオレオレ

詐欺、それと、還付金詐欺といいまして、市役所なり税務署なりから、支払った医療費の還付をします、もしくは税が多かったので還付しますという電話があって、それで郊外のATM機から操作をさせられて振り込むという、これも65歳以上の高齢者が被害に遭うケースが多いんですけども、これが44件、9月末で発生をしているところであります。

そういう増加傾向にありますことから、今回、補正のほうでまた追加の広報啓発用の予算をお願いしたところでございます。

○吉田孝平委員 犯罪される方は、やっぱり県外の方がほとんど、多いんでしょう。

○吉長刑事部長 刑事部長であります。

委員の質問は、いわゆる予防とあわせて検挙活動に伴うものでありますので、私のほうから検挙状況を御説明させていただきますと、非常に認知件数はふえておりますものの、本年8月末現在で本県の検挙は12件、5人ということでございます。昨年と比べてみると、同時期で16件、マイナス2人ということなんですけど、振り込め詐欺の検挙方法を考えてみますと、長期の内偵によって犯行グループを明らかにして根こそぎ検挙する方法と、受け子から現行犯で入りまして、順次上へ突き上げていくという捜査方法があるわけですけども、どうも犯行拠点は首都圏のほうにあるようでございまして、本県は、首都圏から架電されて、県外からの受け子が県内において被害者から現金を欺罔していくというケースがほとんどだというふうに、が実態でございます。

以上でございます。

○吉田孝平委員 熊本の場合は、また去年地震がありまして、被災された方もその中に含まれている可能性もございますので、ぜひ未然に防げるようお願いしたいと思っております。

○松岡生活安全部長 今未然にというお話が出ました。実は、8月末で、水際対策で115件の、いわゆる銀行員さんたちが声かけをして防いだ件数が115件、総額にしまして1億805万ほどございます。

先ほどの広報、啓発とあわせて、銀行でありますとかコンビニエンスストア、こういうふうな対策、もしくは、最近新聞でも見られましたかと思いますが、銀行、金融機関が我々のほうに御協力をいただきまして、制限をかける、いわゆる郊外のATM等々を利用されますので、高齢者の方が、65歳以上の方が、いわゆるそこからお金を移すときに、100万円以上のお金を移す、そういうふうな作業が、65歳の人で、今までとれていない部分については、やっていない人については、制限がかかってそれが容易にできない、そういうふうな対策を金融機関もやっていただいているところでございます。これでどうにか抑止につなげていこうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

○浦田祐三子委員長 ほかに質疑はありませんか。よろしいですか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 ありませんか。——なければ、これで警察本部に係る質疑を終了いたします。

ただいまから、本委員会に付託されました議案第1号、第42号及び第43号について、一括して採決したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 御異議なしと認め、一括して採決いたします。

議案第1号外2件について、原案のとおり可決または承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）



○浦田祐三子委員長 御異議なしと認めます。よって、議案第1号外2件は、原案のとおり可決または承認することに決定いたしました。

次に、閉会中の継続審査事件についてお諮りします。

議事次第に記載の事項について、閉会中も継続審査することを議長に申し出ることとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 それでは、そのように取り計らいます。

次に、その他に入ります。

執行部から報告の申し出が1件あっております。

まず、報告について執行部の説明を求めた後、一括して質疑を受けたいと思います。

岡村文化課長から説明をお願いします。

○岡村文化課長 文化課でございます。

お手元の説明資料、その他報告事項の1ページをお願いいたします。

熊本地震による被災文化財の復旧への取り組みについて御報告いたします。

まず、文化財の被災状況ですが、熊本地震で、熊本城などの国指定文化財から歴史的価値のある未指定の文化財まで、数多くの文化財が被災しています。

そうした状況を受け、その下枠囲みの中、被災文化財の復旧に向けた民間からの支援の動きに記載しているとおり、昨年5月に、地元経済界を中心に募金活動が本格化し、10月に、この募金を財源とした被災文化財等復旧復興基金を県で設置しました。その後、2月の有識者による外部委員会審議を経て、基金による補助制度を創設しました。7月末現在の寄附の受納額は28.3億に上っており、寄附者は総数700人近くに達しております。

次に、被災文化財に対する支援制度について説明いたします。

先ほど予算の説明で御説明申し上げましたが、今県議会9月定例会に、古文書や美術工芸品といった未指定の動産文化財に対する補助制度を創設するための補正予算をお願いしております。

この補助制度の創設により、熊本城や阿蘇神社などの国、県、市町村指定の文化財から、未指定でも価値のある町家などの歴史的建造物、びょうぶや甲冑などの動産文化財に至るまでの切れ目ない、手厚い支援の枠組みが完成します。これは過去の震災でも例のない規模の取り組みとなっております。

参考の未指定文化財への支援状況について、今後の取り組みなどを説明いたします。

まず、歴史的建造物については、建築士などの有識者から成る検討委員会を設置し、補助対象の追加選定や歴史的価値を損なわない工法の確認、助言を行います。

なお、対象建造物の所有者に対し、ことし5月から、建築士会、市町村と連携して個別訪問を実施しており、保存に向けた支援を行っております。その結果、保存意向が全体の7割に達しているところです。

また、右側の動産文化財については、先ほど予算議案で説明した、被災した古文書、美術工芸品などのうち、将来の指定につなげられるよう、劣化を防ぐための応急修理に対する補助制度の創設をお願いしております。

動産文化財の専門家などの有識者から成る検討委員会も設置し、補助対象の選定、修理方法などを審議していただくこととしております。

以上が文化財に対する支援の概要ですが、もう少し補足説明をさせていただきます。

2ページをごらんください。

左側に、被害の状況を示しております。

下の欄の表の合計欄にありますように、国、県の指定文化財では、159件、全体の2割を超える被害となっております。

右の②被災文化財への支援の動きをごらん

ください。

真ん中の枠囲み、配分委員会、配分方針に記載しておりますように、寄附金は、寄附者の意向に沿った形で配分することとしております。

寄附受納額のうち、熊本城分については、熊本市と連携して支援の内容を検討しているところです。また、熊本城以外については、次の3ページに全体をまとめております。

3ページをごらんください。

この表にあるとおり、民間が所有する文化財の所有者負担に対し、指定文化財については2分の1を、公的支援制度がなかった下のほう、⑤国登録文化財の工事費、⑥及び⑦未指定文化財に対しては、最大3分の2を補助することとしております。

なお、支援の財源としては、文化財基金に加え、復興基金の一部も活用することとしております。

次に、4ページをごらんください。

特に、未指定文化財への支援状況について御説明いたします。

未指定文化財の中には、将来の指定文化財になり得る文化財的価値を有しているものがあります。

1、歴史的建造物について、2つ目の丸ですが、個別訪問の状況に記載しておりますように、対象の114件について、建築士会、市町村と連携して、個別訪問により所有者の保存に向けた取り組みを支援しています。

現在の補助申請の状況は、補助の内示済みが4件、申請予定が9月で2件、申請準備中26件となっております。

また、2番、動産文化財については、一番下の丸、参考に記載しておりますが、文化財レスキュー事業の状況の表にありますように、昨年度、対象の28件全てについて文化財の救出が終了し、今年度は、残りの対象15件のうち、今現在10件の救出が終了しているところです。

今後も、御寄附いただいた寄附者の思いに応えるよう、市町村のみならず、文化庁や関係団体と連携、協力して、早期復旧を着実に進めてまいります。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○浦田祐三子委員長 報告が終了しましたので、質疑を受けたいと思います。

質疑はありませんか。ございませんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 なければ、これで報告に対する質疑を終了いたします。

最後に、その他で委員の先生方から何かございませんか。

○吉永和世委員 県警のほうにお尋ねいたします。

今日本の上空をミサイルが飛んだり、いろいろサイバー攻撃等あっているわけですが、そうした中で、まあ答えられる範囲でいいんですけども、熊本県警として、今こういうことをやっていますよというのがあれば、教えていただければと思います。

○石原警備部長 警備部のほうからお答えさせていただきます。

まず、ミサイルの関係でございますけれども、これは、今基本的には政府が音頭取ってやるところでございます。国民に対して、国民保護の関係で、ホームページに、飛んだ場合はどうして下さいというような広報をされていますけれども、これに沿ったところで行動するような呼びかけをやられております。

警察としてどうのこうのというのは、これに対してはございません。ただ、部内に対しては、相応の教養をやったところでもございます。

サイバー攻撃に関しましては、これはずっ

と以前からいろいろな対策を講じているところですが、サイバー攻撃、2種類ございます。1つは、重要インフラを、いわゆるシステムを攻撃して機能停止に陥れているような、まあ電気、ガス、水道等の供給停止とか、行政サービスの停止あるいは工場等の機能停止による爆発とかそういった攻撃、いわゆるサイバーテロと言われるやつ、それと情報窃取、防衛産業だとか政府機関あたりからの情報窃取を目的としたサイバーインテリジェンス、これを合わせてサイバー攻撃と申しますけれども、この対策に関しましては、政府、国のほうでも当然やっておりますが、県警としましては、特にサイバーテロに着目したところで、12分野、30事業所あたりを選定いたしまして、これが機能停止になったら非常に困るというふうなところで、これでサイバーテロ対策連絡協議会というのをつくっております。

この事業者と、年に1回、当然会合をして、情報共有なり防止対策あたりを話し合ったり、協議、懇談をやったり、東京のほうから講師を招いて防止対策についての指導をしていただいたりしておりますし、県警のほうでも、3カ月に1回、それぞれの事業所を訪ねたしまして、防止対策に対する指導、あと全世界で行われておりますサイバー攻撃の対応について、こういったのがありますよと紹介をして対応を講じてもらう。それとあと、対処訓練、攻撃があったときには、こういった対処をするようなところでの対処訓練というのを定期的にやっております。

こういったところを通じて、とにかくもう企業で防止をしていただくという——それぞれがですね。ということでやっております、被害防止対策としましては、これはインターネットも共通でございますけれども、セキュリティ対策ソフトを導入していただく、それと各種のソフトウェアのアップデートを常に最新のものにしていただく、3つ目

が、不審なメールとか添付ファイルは安易に開かない、保存データを必ずバックアップを常にやっておくというようなところを、それぞれの事業所に指導しているところでございます。

以上です。

○吉永和世委員 しっかりと対応をいただいているというふうに思います。本当にありがたいと思いますが、今後もしっかりと緊張感を持って準備をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○浦田祐三子委員長 ほかに、その他で何かございせんか。

○高木健次副委員長 国会が解散ということ、急々に進んでいますよね。そんな1カ月もない、解散すれば、そういう状況の中で、県警のほうでは、いろいろ短い期間での選挙対策とか対応とかあるんじゃないのかなという感じがしますが、その辺の対応、対策等については、何か特別あるようでしたらお願ひしたいと思います。

○吉長刑事部長 県警の選挙における基本的な立場は、選挙運動期間が短かろうが長かろうが、各選挙の格差があるわけじゃなくて、一律に、やはり法と証拠に基づいて、選挙の自由と公正を確保していくということが普遍的な態度でございまして、今回の選挙に当たっても、これまでのこの原則を踏まえて対応してまいりたいと、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

○浦田祐三子委員長 ほかにございせんか。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○浦田祐三子委員長 では、なければ、これでその他の質疑も終わりたいと思います。

以上で本日の議題は全て終了いたしました。

最後に、要望書等が2件提出されておりますので、参考としてお手元に写しを配付しております。

それでは、これもちまして第4回教育警察常任委員会を閉会いたします。

午前11時11分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定により  
ここに署名する

教育警察常任委員会委員長